

# 宗教統計調査結果

— 昭和 38 年 12 月 31 日現在 —

文化庁 文化部 宗務課

本資料は、文部省編『宗教年鑑 昭和 39 年版』（文部省，〔昭和 40 年 3 月〕）所収の「第 3 部 資料・統計」のうち，統計部分を抜粋したものである。



## 4 統 計

### 解説・凡例など

#### (1) はじめに — 宗教統計を読む人に —

現実の社会は生きて刻々と動いている。その社会の一断面をある時点において報告する統計も、どれだけ正確に社会状況を伝えているかということになれば、まず、読者の欲求を完全に充足させるというものは、ありえないのではないか。第1に、どの統計も制約された目的をもち、その意味で、それが伝える報告の性格や役割も限られてくる。第2に、調査方法や結果の処理も完全であり、統計が報告する内容の意味が明確なものであってさえ、それを読む者の観点や立場の差異から、さまざまに解釈される可能性も生まれてくる。

それでも、統計というものが一定の理論や基準に従って処理され作成される場合には、統計がわれわれに社会を知る正しい手がかりを提供してくれる事実は、だれも否定できない。一歩ゆずって、単純な基準によって作製される、ごく一般的な統計でも、それが処理された基準や、基準の単純さによる内容の制約を知って、他の分野から出される資料とそれを比較検討することにより、われわれが予想する以上に、有効に用いることができるものである。この宗教年鑑の統計資料も、このようなく単純な操作に基づく統計の一つである。しかし、ともあれ、いかなる統計にあっても、それが作製される目的・方法・基準などを知れば、それをどの程度利用できるのか見当がつくということは理解されたと思う。

とかく統計は、しろうとは読みにくいものと敬遠される傾向がないでもないが、その中でも、宗教統計は、統計対象の性格の複雑さのために、専門家の手にさえ余ることがある。一例をあげてみよう。社寺教会その他施設のように、形のあるもの、宗教法人格を取得した団体数というように、法律という明確な基準がある対象などについては、比較的にはあくしやすいし、基本的な処理さえ誤らなければ、まず正確な内容が報告できる。ところが、はっきり形のある対象であっても、たとえば宗教団体の出版物などはその性格の広さのために、まず調査対象を定める段階で問題が出てくる。その内容を見ても一般出版物と区別のつかぬものが数多くある。(宗務時報 64 参照。)どこで線を引くかはまことにむずかしい。この年鑑が扱う統計資料でいえば、信徒数がいちばん問題になる。各宗派ごとに信徒概念が異なり、しかも信仰の問題であることとて、とうてい統計作製当事者の考える基準には賛成してもらえそうにもない。教団の出版物を手にしただけの者や、集会に一度出席した者でさえ、信徒と考える教団があるかと思うと、洗礼を受けられっきとした信徒でも、一定期間教会に姿をあらわさないと、別帳に移して信徒統計から削ってしまう厳格な教団もある。ゆえに、後述するような理由から、教団からの自発的報告をもと

にして作製される宗務課の統計では、信徒の統計に関するかぎりさまざまな読み方が出てくるし、またそれから一定の解釈を引き出そうとすれば、この統計以外の資料と比較検討する必要がある。以上の理由のほか、伝習に従い大多数の教団が信徒数を世帯数で集計するという事実がある。中にはキリスト教や新興宗教の一部のように、個人数として近代的な様式で報告してくるものもあるが、多くは世帯数に一世帯当たりの平均成人数をかけて報告してきている。というわけで、宗務課でもここにあげた統計からなんらかの傾向を読もうとする場合には、一々の教団の性格に当たり直して検討することになっている。けっきょく、個人の信仰をたずねることになる正確な信徒数調べは、別な様式の調査、たとえばインタビューを含む細密な研究上の調査にでも依存せざるを得ないことになる。

以上のようなわけで、ここに掲げる宗教統計も、まずその内容の構成、換言すれば、その目的・集計方法などを知って、はじめて利用の範囲やその価値も理解されることになる。世界各国でも、この宗教統計と同様な方法で作製された統計をもっているが、信徒数にかぎり、このような一般的性格をもつ統計では、単純な大勢を知るということ以外には、あまり意味をもたぬようである（詳しくは、「宗教時報」39年度63参照。）しかし使いようによっては、こうした統計も大きな意味をもってくる。そのために、使用の便宜を図って、今回から、備考や脚注を詳しくし、また多少の解説も加えることになった。

## （2）この統計の性格

これはいわゆる官庁統計で、当事者に報告の提出を求め、それを一定の基準に従って処理したものである。

戦前の、いわゆる公認宗教時代には、宗教団体は、一々、詳細な届け出を官庁に行なう必要があり、官庁はその報告を、「宗務行政の運営と宗教団体の間接的管理など」に利用することになっていた。

戦前、以上のような統計を含む諸報告を、官庁が要求する法的基礎となったものの最初は、明治12年の「社寺明細帳」に関する通達であろう。その後、明治32年の神仏道以外の宗教（主としてキリスト教）に関する届け出の規定やその他により、社寺以外の宗教団体に関しても資料が整理されるようになるが、官庁統計として体裁が整ったのは、大正初期に出た各省報告例に関する諸訓令以降である。たとえば、文部省報告例（大正3年文部省訓令）により、神社神道（内務省報告例記載）を除く各公認宗教の統計が集められ、その大要が「文部統計摘要」に継続的に記載されるようになる。しかしその当時から庶民に大きな力をもっていた新興諸団体は対象からはずされてきたため、片手落ちの統計と呼ばれてもしかたがない面もあった。昭和にはいって、これまでの宗教に関する諸法令通達が整理され、宗教団体が施

行されるに際し、文部省訓令第10号（昭和15・3・15）により、だいたい今日の統計に近い形で統計がとられるようになったが、戦時中は一時中断した。

昭和20年の終戦、そして新憲法の発布をみるに及んで、宗教界も宗教行政の内容も百八十度の転回をみせることになった。信仰の自由・政教分離の原則を立てて、宗教活動の独自の働きを保障するために、宗教団体の法人格取得に関する法律を除いて、政府はまったく宗教事情から手をひくこととなった。宗教活動に関しては完全な自由が保障されているために、宗教事情に関しては、宗教団体の自発的協力なしには何も知り得ないというのが現状である。

このような自由が保障されている現在、法人格取得も考えず、独自に布教を行なっている団体については、まったく手がかりさえつかめないというのが実情である。しかしながら、大部分の宗教団体は、その性格や活動の公共的、社会的側面を考えて宗教法人となっているが、宗教団体という特殊性を考慮して、直接的にはなんら報告の義務を法律上課していないというのが事実である。もちろん「法人」としての一般的性格を考え、調査や報告に関する要求を行なう可能性を宗教法人法（84条）はうち出しているが、これは、宗教法人法によって特に付与した権限ではなく、税法その他一般法令の対象に宗教法人が含まれる場合の宗教法人に関係する基本的態度・心構えを示したものである。同条文末尾に特にそれが信仰活動の妨げとならないようにと注意があり、85条では「宗教上」の事項では、いかなる形においても官庁が干渉してはならないことをうたっていることによっても明らかであろう。諸外国には「法人」としての側面から報告要求の法的根拠をうたう困も多いが、わが国では、信仰の重要性を考え、調査や報告の要求はすべて宗教団体の自発的な協力にまつことになっている。その意味で、年鑑のこの統計は、宗教団体の、それぞれの性格を根底にした報告に依存するという性格をもち、それだけに不徹底のうらみが残る点もある。これがこの統計の正確さ、規格づけに関する制約である。ゆえに、この制約の範囲内において、この統計が用いられることが望ましい。信徒概念その他の不統一など、すべてこの事情に基づいている。

戦後になって、わが国政府、議会関係や国民はいわずもがな、諸外国からも宗教資料に関する問い合わせも多くなり、教育上、文化活動上でも宗教に関する知識の要求も盛り上がってきたので、昭和24年になって、宗教法人令による宗教法人である各宗教団体（いわゆる教団）の主管者と協議のうえ、「文化資料とする」ことをおもな目的として、統計報告が毎年12月末現在で宗務課に送られてくることとなった。なお、同時に単立宗教法人については、それを所管する都道府県でとりまとめて報告が行なわれることになった。

この時以来、毎年、宗務課から文書をもって依頼を行なう慣行ができあがったが、宗教法人法（昭和26年施行）が一般化して、同法による宗教法人が出そろった昭

和29年ごろから、現在の様式に内容も統一されるようになった。(宗教年鑑29年版の昭和28年度報告以降)現在では、この統計が宗教界自体でも便宜がられ、この程度の統計や調査には積極的な協力さえ得られるようになっている。確かに、この統計は法人事務運営の上でも大いに役だっているが、むしろ、その主要な価値が一般に宗教界のすう勢を知らせるといふ公的サービス面におかれていることが、最近になって広く知られるようになったことも、こうした各界の協力のもととなっていることと思う。この際、協力を惜しなかつた各宗教団体に心から感謝の意を表したい。

### (3) この統計の利用範囲

前項に説いたように、この統計が宗教団体の自発的に提出する報告に基づいて作製されているために、作製依頼にあたって宗務課から一定の基準を示してあるにかかわらず、当の団体の設問に対する思考様式によって回答が作製されるという不徹底さをもっている。昭和28年度「宗教便覧」(526ページ)が指摘するように、たとえば、これらの回答を合算すると、その信徒統計は、わが国の総人口をはるかに上回ってしまうというような点に、これが現われてくる。その理由として次のようなことが考えられる。

- (A) わが国には、一世帯に神だなど仏壇をあわせもつ、すなわち、ひとりの人間が氏子であると同時に檀家であるというような、重層信仰や二重所属がごく一般的であったことが、まずあげられる。今日、多くの仏教系新興教団の信者が、日常活動では当の団体の活動に参加し、葬儀・婚礼などの社会的儀礼や、家の墓の維持などに関しては、既成の社寺に依存するという態度をみせ、これが宗教統計上の二重計算をますます一般化かつ複雑にさせていることは、周知の事実である。しかし、この態度が国民性もしくは歴史的伝統に基づくものであるかぎり、ここに掲げられる統計も、そうした歴史的現実あるいは、文化的傾向を示すものとして大きな意義をもっている。ゆえに、近代的な意味での、個人の信仰による所属は、別な調査たとえば問接を含む観察調査などで行なわれなければならないが、そうした調査はまた逆に、わが国宗教の文化的姿勢などに関する巨視的な視野を失う危険性ももっている。諸外国でも、こうした文化的意義をもつ宗教統計に関しては、二重計算などはごく当然のこととして受け取っているようである。たとえば、洗礼という厳格な計算基準をもつキリスト教にしても、教区間の移動などをそのまま追跡しきれず、受洗した教会の記録と、転会した教会の記録とで二重に個人が計算されるような事実はしばしば見られ、特にわが国の檀家制と相似する教区制をもつカトリック伝習地帯などでは、宗教人口が一国の総人口を上回る場合がよく見受けられる。また一宗教を国教とする国では、総人口イコール宗教

人口とみなされる場合が多いが、こうした統計がわが国神社氏子人口のはあくのしかたと相似していることも想起される必要がある。主観的な立場から扱う統計には、その国の文化的すう勢を示すものが多く、この年鑑の統計もその一つである。たとえば神社氏子人口を約5000万というのは、個人所属という意味では全く価値をもたないが、神社神道に関する慣習の定着範囲もしくは知識の広布範囲と考える分には、ほぼ正しい意味をもっている。年末年始における各神社の繁盛ぶりもそれでわかるし、また、他の社会調査で行なう、有名神社などに関する知名度調査もこの結論を支持している。ゆえにこの年鑑の最初に来る「総計表」における数字は、総人口約一億のうち、約7割の者が神道や仏教の影響内にいるというような、解釈を提示していると考えてよいのではないか。その意味でこの統計は使用されるべきである。

- (B) 由来、宗教団体は入信する信徒や求道者に関しては積極的に加算するが、脱落信徒に関しては、追跡しにくいという理由もあって、ほとんどの教団は見のがしてしまう傾向がある。また、世帯成員のひとり特に世帯主の入信は、その世帯全体の入信と考える傾向があるが、これは徳川時代にほぼ定着した「家の宗教」というのはあく概念によるものであり、入信はそのまま戸籍の定着と受け取られるむきがある。特に墓とのつながりをもつ既成仏教では、家の成員が信仰から離れていても、なんらかの形で教団と関係をもつことが多いので、脱落を計算に入れれないというのも、当然のことのように考えられる。

戦後の新興教団でもこの考えが受け継がれ、世帯単位の計算法、脱落信徒を初めから認めない態度などが一般化している。中には、いわゆる二重帳簿の形で、IBMなどを駆使して、現状を的確にはあくできる統計と、布教開始以来の信徒の積算数とを併用する教団もあるが、前者は一般に非公開の教団年鑑などに掲載され、社会の目にふれにくい。ここに掲げた統計は、キリスト教系の教団（特に日本基督教団）などを除いては、後者の形すなわち積算合計数の形で提示されたものである。キリスト教系でも、幼児洗礼を重視する教団たとえばカトリックなどでは、ほとんど脱落はフォローアップされておらず、その点、諸外国でも同様な傾向が観察されている。その意味で、この統計を諸外国の統計と比較に用いても、別段さしつかえはないと考える。

おもな既成仏教の教団に関する最近の学術調査によれば、こうした既成教団が、前述の信徒積算方式で発表している数字が、だいたいその教団の宗教人口における勢力比率を示しているという。サンプリング方法による調査などで行なった個人信仰の調査で、これら既成教団の信徒の宗教人口の中で占める比率は、この統計に掲げられた数字の、総人口に対する比率とほぼ一致するようであった。しかし、実際に大連忌奉献者名簿やその他詳細な社会調査で計算した、いわゆる

現実の活動信徒数は、だいたいこの統計の数字とかけはなれている。以上に関しては、戦後に拡大した有名新興教団でも同様な結論が出ている。ゆえに、この年鑑の各教団の信徒統計は、明らかにその当の教団の影響範囲を示すものとして、強い根拠をもつと考えてもよいのではないか。ただし、ごく少数ではあるが、中には、明白に誇大な報告とみなされる報告もあり、いわゆる小教団にこの例が散見される。不活発な活動状況や解散寸前の実情などを知れば、こうした教団の見当もつく。しかしこの統計にも、それが統計対象の報告に基づくものであれば、この種の誤差わい曲はつものともみられ、必ずしも、この統計を傷つけるものとは考えられない。

- (9) なお、社寺教会布教所数、宗教法人数、教師数などに関しては、解釈が統一しやすいためであるだけに、各統計の根拠は、信徒数よりもはるかにかたい。しかし、各宗教団体での、これらに関する概念はやはりまちまちであり、たとえば、社寺教会といえ、既成仏教や神道におけるように仕大ながらんを持つものから、新興宗教によくみられるように、仮家に集会を続けている程度のもので、考慮しなければならない。ことに布教所ともなれば、新興宗教では信者の私宅を布教所とするものが多く、既成教団の概念では律しきれない。こうした概念の差異は、たとえば、宗教年鑑昭和34年版の「境内地に関する調査」に紹介されている。(宗務課では、この統計の不徹底さを補う意味もあつて、一般社会の要請を受け、宗教団体の協力を得られる範囲内で、さまざまな情報収集を行なっている。そのすべてが年鑑や他の発行物となって公開されている。)しかし、宗教法人法その他によって、一応、社寺教会布教所とは何かという常識的めどが存在するので、前述のような教団間の差異は無視して、当該団体が社寺教会布教所とみなすものについて統計がとってある。「宗教法人数」の欄に関しては法律があるので、この種の問題はないように考えられる。しかし、各教団の統計はあくの時点の差異や、その後の変化に対するフォローアップに関心の低い教団が存在する事実によって、やはりここでも多少の誤差が生じてくる。そのため、都道府県の所管当局によりはあくされた法人数をも、宗務課は併用しているが、教団ではあくされたものとは、当然そこに差異が現われてくる。

教師数に関しても、社寺教会布教所数と同様なことがいえる。大学院卒程度の資格を要求される「教師」を中心とするキリスト教や既成仏教と、一定期間の研修以外に特に資格を要しない「在俗教師」を中心とする新興宗教の間には、大きな差異がみられる。この場合、たとえば既成仏教の僧り数と、新興教団の教師数とを比較してみても、その勢力についてうんぬんすることできない。こうした詳細な解釈は、当然他の調査研究にゆだねられるべきで、ここでは当該教団の教師と

考えるものの数が掲げられてあるにすぎない。しかし、同時に、この教師数は、それぞれの教団の性格や布教技術や、歴史伝統の差異を示す根拠となるものであって、宗教研究を志す者に最初の手がかりとなるものである。

以上のように、ごく一般的に、この統計の制約や利用価値をみてきたが、この種の官庁統計も用いようによっては、またその目的を知れば、宗教研究ばかりでなく、わが国の文化や社会の研究に、大きな手がかりを提供するものであることがわかってもらえたと思う。その範囲内で、この統計が大いに利用されることを望みたい。

#### (4) 凡例など

一々の統計表に注意すべきことは、各ページに脚注の形でつけるとして、ここでは、ここに掲げられた統計表全般に通じる事項をあげることにしたい。なお、次にあげる諸注意に特殊な術語や処理方法が出てくるような場合、順を追って説明してゆきたいと思うので、一応終わるまで日を通されるように望みたい。

- 1) 掲げた諸統計は、「昭和38年12月31日現在」をもって、各種の単位宗教法人のうち、(a)文部大臣を所轄庁とする包括宗教法人（以下、統計表などにおいて「甲」と分類するもの。）に関しては、当該包括宗教法人からの、(b)都道府県知事所轄の包括法人（「乙」と分類するもの。）ならびに単立宗教法人などに関しては都道府県知事からの、それぞれの報告に基づいて、これらを集計して作成したものである。
- 2) 現在、国内に約18万の「宗教法人」が存在しており、統計表Iに見られるように大別して、包括宗教法人（いわゆる教宗派・教団など。）と、単立宗教法人（いわゆる社寺教会布教所など。）とすることができる。また、包括宗教法人はその所轄庁の差異により二つに大別できる。すなわち、文部大臣所轄のもの、都道府県知事所轄のものとする。前者は、当該法人所在の都道府県以外の他の都道府県内にある宗教法人を包括する包括宗教法人と、ならびに旧宗教法人令の規定による教宗派・教団などで、宗教法人法（昭和26年施行）の規定による宗教法人に移行したものを含む。後者は、文部大臣所轄のもの以外の包括宗教法人、および包括宗教法人以外の宗教法人（統計表Iの乙）からなっている。信教自由の原則に立ち、国内には法人格を取得することなく非法人のまま活動している宗教団体も存在する。このような非宗教法人については、宗教行政上、所轄庁はまったく関与しないたてまえではあるが、これらについても、たとえば、包括宗教法人の所属にあるものについては、包括宗教法人に調査報告を依頼するなどして、法人関係を手がかりに、できるだけデータを集め、統計上の資料としている。ゆえに、ごく微細な例外を除いて、この統計はほぼ完全にわが国の宗教活

動を補っているものと見ることができる。

とはいうものの、既述の事情からして、宗教法人である団体についてはともかく、非宗教法人に関しては、計数上完全な資料を提供したとは言えないうらみが残っている。

- 3) 包括宗教法人とか、単立宗教法人とかいうことは必ずしも法律用語ではなく、慣用語として用いられているものである。包括宗教法人とは、宗教法人法第2条第2号に該当する宗教団体で、かつ宗教法人であるものをさしている。この種の団体は、神社、寺院、教会など、同法第2条第1号に該当する宗教団体を包括しており（この意味で包括宗教団体といわれる。）これらの団体を組織体として管下にもち、通常、教派、宗派、教団などという名で見られる団体である。

単立宗教法人とは、さきにあげた同法第2条第1号にあたる神社、寺院、教会、布教所などの団体（これらを通称して「単位宗教団体」ともいっている。）で、教派、宗派、教団など包括団体の管下にはいらず、独立している宗教法人のことをいう。なお、宗教団体は、統計表にみられるように、単位宗教団体が圧倒的に多く、しかもその中で包括団体の所属にあるものが大部分（単立法人中の98%強）を占めているが、このように包括宗教団体の管下にある各単位団体を、被包括宗教団体と呼んでいる。その中で宗教法人であるものを被包括宗教法人といっている。

- 4) 宗教の系統は、ゆいしよ、沿革、教典、教戦などからみて、また各団体の判断によって、整理の便宜上、神道系、仏教系、キリスト教系、諸教系の四系統に大別し、また神道系を、神社神道系（この年鑑の「教団現況編」神道系1～16に所属する教団）、神道13派系（神17～98）、新教派（神99～144）の3種に、仏教系を、天台系（仏1～20）、真言系（仏21～68）、浄土系（仏69～95）、禅系（仏96～118）、日蓮系（仏119～156）、奈良仏教系（仏157～163）、その他（仏164～165）の7種に、キリスト教系を、旧教系（キ1～2）、新教系（キ3～39）の2種に分類した。なお、諸教系とは、神仏キ各系統のいずれにもはまらないとみなされる諸派が分類されている。既成宗教・新興宗教などの通俗的な分類にはまったくとらわれず、その団体の内容により分類が行なわれている。（宗教年鑑昭和37年版、「日本の宗教概説」参照。）

- 5) 教師は、それぞれの宗教団体のきめる教師資格を有している者である。（）で示したものは「外国人教師・宣教師数」（教師資格をわが国であるいは外国のいずれで取得したかを問わず、外国籍を持つ者をこの中に入れた。）である。

- 6) 信徒欄も、既述のように、各宗教団体が、それぞれ、檀徒、信徒、信者、会員、同志、崇敬者、同人などと称するものを合算した数字である。信徒の定義、

資格の内容などがそれぞれの団体で任意に定められ、その数え方もおのおの独自の方法がとられていることなどから、わが国の宗教事情の特性の一つである、いわゆる重層信仰などといった事情が現われ、信徒総数が、わが国総人口を上回るような数字になっていることは、先刻承知のことと思う。しかし、各団体毎の信徒数は、一応、当該団体の「信徒総数」（信徒概念の外延を示すもの）として根拠をもつものである。例外として、キリスト教系の日本基督教団・聖公会などのように、受洗信者のうち、現在活動中としてはあくされる者のみを報告している教団もあるが、たとえば日本基督教団のみを例にとれば、既述の別帳会員を加えれば約19万の会員をもってをり、このような点からおして、キリスト教系の信徒に関しては、他と比較してむしろ内輪に見積もられているとみるべきである。

7) 調査日現在の包括宗教法人（文部大臣所轄の法人のみ）の総数と報告率は下記のとおりである。

（昭和38・12・31現在）

	調査対象数	報告数	報告率
総数	377	326	89%
神道系	145	125	89%
仏教系	164	141	86%
キリスト教系	39	37	95%
諸教系	29	23	79%

報告のなかった教団には、教祖その他教団指導者の死亡などがあつたりして、活動不活発の教団が多い。この点からみて、この86%は、ほぼ、包括宗教法人の活動全容を伝える数字であると考えられる。

8) 次の各統計に、宗教団体数・教師数・信徒数とあるものを、内容的に区分すれば、④ 文部大臣所轄の377法人に包括されている社寺教会布教所その他（法人・非法人の両者を含む。）と、その教師および信徒の数、⑤ 単立の宗教法人（どの包括団体にも所属しないもの。）である社寺教会布教所その他ならびにその教師・信徒数、⑥ 文部大臣所轄外の包括宗教団体（都道府県知事所轄の包括宗教法人および宗教法人でない包括宗教団体。）に包括されている法人である社寺教会布教所その他および教師・信徒数の、以上三つに大別できる。各統計表が、この三つのいずれを扱っているかを、脚注で指示してあるので、じゅうぶんに注意していただきたい。

9) 本年度の宗教年鑑（すなわちこの統計）は、前年度までの統計と、統計の処理において多少異なっている所がある。(a)統計表の最下欄にある外地（海外の団体）は、統計表には掲載されているものの、いっさい総数の中には計算されてい

ない。すなわち最上欄にある「総数」は46都道府県にある諸団体の数字を合計したものである。その理由は、まず第1に外地の団体は諸外国の法律のもとに活動している団体であり、諸外国の宗教統計で取り扱われてしかるべきものであること、第2に、キリスト教系海外諸団体のように、邦人による伝道、外国教会の活動そのいずれを主体にして運営されているのか明らかでない団体をかかえている場合、キリスト教系ではほとんど報告から除外していること、の二つである。この理由により外地欄は参考までに掲載したが、計算からはまったく除外することにした。(b)今年度から日蓮正宗の、信徒数に関し、処理方法が変わったので、それについて説明したい。日蓮正宗の信徒団体である創価学会は東京都所轄の単立法人であるのでその信徒数は単立法人の信徒数の中に含めて計上されてきた。日蓮正宗は、文部省所轄の包括法人であるが、その寺への所属、特に葬祭儀礼の寺への依頼をもって檀信徒とする伝統的考えをもとにして集計を行ってきた。このように別個の団体の、それぞれ報告が、そのままこの統計の総計の中に加算されてきた。このような個人について2団体以上からの報告は、わが国ではごく一般的な現象で、たとえば、何某神社の崇敬者が他の神社の氏子として報告されるような例が従来から見られている。しかし創価学会員と日蓮正宗の信徒と重複する数が増加してきた事情もあり、信徒数の総計の重複を避けるためこの際、両者はまったく別個の団体ではあるが、両者の合意を得て、この統計から「信徒」に関してのみ、日蓮正宗(文部省所轄包括法人)の項で扱うことになった。これは今後の統計処理を正確にしていくためのまったく便宜上の取り扱いであって、それ以外に意味はない。ただし、「社寺教会布教所その他」および「教師」に関しては、両団体でそれぞれについての考え方が異なっているので、別々に計上されている。たとえば「教師」は一方では僧侶であり、他方では研修制度による教学資格取得者である。

- 10) 現況編に掲げられた統計は、この統計表のうち、各宗教団体別(文部大臣所轄の包括法人)の統計と同じものである。ただし現況編は、異なった方法で数字を取り上げているので、その様式の差異に注意されたい。

#### (5) 終わりに——本年度の統計

この年鑑の統計欄は、昭和38年度までの各年度の宗教年鑑の統計欄に比べて、一目見て大幅に縮小されていることがわかる。その代わりに、統計を見る人の便宜を考え、解説・凡例などが詳しく取り上げられており、本年度の統計は、ある意味で内容を読む人のために作られていると言ってよい。

昭和29年度版宗教年鑑(昭和30年3月31日付出版)から、昭和36年度版宗教年鑑に至るまで、毎年定まった形で約120ページをさいて統計が掲載されて

きた。ところが統計の内容にさらに検討を加えるべき点が出て来たことと、予算にからむページ数の制約という事情から、昭和37年度から多少の縮少が始まっている。

たとえば、本年の統計で、「都道府県別宗教団体数・教師数・信徒数」の統計が省略されているが、原資料は例年どおり宗務課で整えられているので、宗教団体の地理的展開などについて興味をもたれるかたは、当課に直接問い合わせることを望みたい。特に社寺教会など施設の都道府県別配置に関しては、多少の問題が残ってはいるものの、形があるものだけに、宗教団体の勢力範囲の比較検討に用いることもできる。しかし都道府県別信徒数に関しては、統計資料として継続的に掲載するには、いろいろと議論の種となる点も多いので、今回割愛の理由の一つとなった。たとえば、神社（例に明治神宮など）の崇敬者は、その神社の地理的所在に関係なく全国に散らばっている。ところが教団からの報告では、これら崇敬者はその神社の所在する都道府県（たとえば、明治神宮ならば東京都）の欄で報告されているので、このような例が神・仏・基・諸各教にわたって多いので、都道府県別信徒数に関しては、現状のままでは真相を伝えないゆがんだものになってしまう。現在の程度までこうしたひずみの修正が可能であるか検討中であるので、本年度の年鑑では取り上げられるにいたらなかった。

以上、この統計を見るうえの注意、参考事項の若干を述べたが、宗教統計を作成する上に現在多くの問題、検討点があることを理解していただけたと思う。今後も、このような難点を克服して、よりよい統計を作成するよう研究、努力するつもりであり、関係者のいっそうのご協力を願ってやまない所である。

表 I 宗教法人数総括表

昭和38. 12. 31 現在

所轄別	包括・単位 法人別	単 位 法 人				小 計	計
		包括法人	被 包 括 法 人		単立法人 (丙)		
			文部大臣所轄 包	都道府県知事所轄 括			
	統 別		括	括			
神	道	145	—	—	—	—	5
仏	教	164	—	—	—	—	4
キ	リス	39	—	—	—	—	39
諸	教	29	—	—	—	—	29
	計	377	—	—	—	—	377
神	道	10	97,994	426	1,358	9,778	99,788
仏	教	9	75,396	529	1,439	77,364	77,373
キ	リス	7	2,312	14	508	2,834	2,841
諸	教	3	480	16	186	682	685
	計	29	176,182	985	3,491	180,658	180,687
合	計	406	176,182	985	3,491	180,658	181,064

註 1. 左から右に、横の欄は、それぞれ文部大臣所轄、都道府県知事所轄と所轄別を示し、そのいみで文部大臣所轄には被包括団体は全く入っていない。縦の欄は、法人種類別を示している。

2. これは法人格を取得している宗教団体の表であって、非法人はふくんでいない。

表 II

## 全国社寺教会等宗教

項目	宗 教 団 体				計 ※	宗 教	
	神社	寺院	教会	布教所 その他		神社	寺院
総計 系統別	80,451	76,306	34,214	30,891	221,862	80,338	75,086
神道系	80,446	1	24,246	11,520	116,213	80,333	1
仏教系		76,298	4,840	12,090	93,228		75,078
キリスト 教系			3,992	2,579	6,571		
諸 教	5	7	1,136	4,702	5,850	5	7

- 註 1. これは都道府県ならびに包括宗教法人の報告を通じて、当課で、教師、信徒の総数を表す表である。
2. ここには包括団体の数は加算されていない。中欄の宗教法人数したものである。(表 I 参照)。
3. 教師欄の( )内は外人を示す。
4. この表は、表 III(1)(2)(3)の三表の総計表となっている。

団 体 数 ・ 教 師 数 ・ 信 徒 数

昭和38. 12. 31 現在

法 人 ( 再 掲 )			教 師			信 徒
教 会	布教所 その他	計※	男( )	女( )	計( )	
244.05	829	180.658	(2,805) 475,464	(2,335) 369,059	(5,140) 844,523	156,190,436
19.146	298	99.778	102,891	81,768	184,659	80,284,643
2.152	134	77.364	(1) 355,245	(1) 270,360	(1) 625,605	69,843,367
2.516	318	2,834	(2,787) 8,046	(2,324) 9,929	(5,111) 17,975	711,636
591	79	682	(17) 9,282	(11) 7,002	(28) 16,284	5,350,790

把握されるかぎりの、全国の社寺教会布教所等单位宗教団体（非法人を含む）、

は、社寺教会布教所等单位宗教団体のうち、宗教法人となっているものの数を示

表 III (1) 包括団体（文部大臣所轄）

	宗 教 団 体					宗 教	
	神 社	寺 院	教 会	布教所 その他	計	神 社	寺 院
総数 系統別	79,180	74,599	33,278	30,329	217,386	79,067	73,379
神 道 系	79,180		23,839	11,410	114,429	79,067	
神社神道系	79,089		406	96	79,591	79,030	
神道13派系	65		21,894	8,675	30,634	24	
新 教 派	26		1,539	2,639	4,204	13	
仏 教 系		74,599	4,656	12,005	91,260		73,379
天 台 系		4,103	729	3,681	8,513		3,679
真 言 系		13,009	1,852	3,745	18,606		12,773
浄 土 系		30,786	722	48	31,556		30,442
禪 系		20,544	93	86	20,723		20,428
日 蓮 系		5,913	1,143	4,145	11,201		5,823
奈良仏教系		242	82	248	572		232
そ の 他		2	35	52	89		2
キリスト教系			3,759	2,290	6,049		
旧 教			909	887	1,796		
新 教			2,850	1,403	4,253		
諸 教			1,024	4,624	5,648		

所属の宗教団体数・教師数・信徒数

法人（再掲）			教 師			信 徒
教会	布教所 その他	一 計	男（ ）	女（ ）	計（ ）	
23,469	267	176,182	(2,015) 211,214	(1,662) 109,856	(3,677) 321,070	140,780,383
18,739	188	97,994	98,152	79,235	177,387	68,465,708
310	52	79,392	20,040	2,011	22,051	55,901,418
18,175	135	18,334	73,763	74,507	148,270	10,857,245
254	1	268	4,349	2,717	7,066	1,707,045
1,968	49	75,396	(1) 99,793	18,067	(1) 117,860	66,968,131
159		3,838	7,108	3,172	10,280	2,261,222
691		13,464	18,352	4,098	22,450	11,567,243
372	15	30,829	(1) 40,811	3,032	(1) 43,843	16,899,289
84	2	20,514	19,666	1,996	21,662	9,578,446
622	32	6,477	12,748	5,080	17,828	25,917,097
23		260	918	648	1,566	577,439
12		14	190	41	231	167,395
2,283	29	2,312	(2,014) 6,503	(1,662) 7,377	(3,676) 13,880	649,354
249		249	(1,486) 2,295	(1,220) 5,463	(2,706) 7,758	328,135
2,034	29	2,063	(528) 4,208	(442) 1,914	(970) 6,122	321,219
479	1	480	6,766	5,177	11,943	4,697,190

表Ⅱ (2) 単立宗教法人数・教師数・信徒数

項目	宗 教 法 人					教 師			信 徒
	神社	寺院	教会	布教所 その他	計 <sup>(※)</sup>	男( )	女( )	計( )	
系統別 総数	989	1,232	736	534	3,491	(790) 261,366	(673) 257,666	(1,463) 519,032	14,509,318
神道系	984	1	275	98	1,358	3,702	1,929	5,631	11,217,973
仏教系		1,224	145	70	1,439	254,708	251,910	506,618	2,618,318
キリスト 教系			219	289	508	(773) 1,527	(662) 2,546	(1,435) 4,073	61,509
諸教	5	7	97	77	186	(17) 1,429	(11) 1,281	(28) 2,710	611,518

註 表 (2)(3)両表の、宗教法人の項の※印は表Ⅰとの関連を示す。

1. 表Ⅲ(1)の系統別については、解説・凡例などの項に解説したが、具体
2. 中欄の宗教法人の項の※印は、表Ⅰとの関連を表す。

表Ⅲ(3) 包括団体(文部大臣所轄外)宗教法人数・教師数・信徒数

項目	宗 教 法 人					教 師			信 徒
	神社	寺院	教会	布教所 その他	(※) 計	男( )	女( )	計( )	
総数 系統別	282	475	200	28	985	2,884	1,537	4,421	900,735
神道系	282		132	12	426	1,037	604	1,641	600,962
仏教系		475	39	15	529	744	383	1,127	256,918
キリスト 教系			14		14	16	6	22	773
諸教			15	1	16	1,087	544	1,631	42,082

的には、表Ⅳの各表を参照されたい。

表

Ⅳ

各系統別包括団体（文部大臣所轄）

(神道系)

解説・凡例などの項で書いたように、神道・仏教・分されている。表Ⅳ、神道系は、神社神道系(A)、神道13(D)、日蓮系(B)、奈良仏教系(F)、その他(G)の7種に、表統別区分に従って分類されている。

項	目	宗 教 団 体				宗 社	
		神 社	寺 院	教 会	布教所 その他		計
教 団 別 総 数		79,180		23,839	11,410	114,429	79,067
A1	神社本庁	78,657				78,657	78,657
2	神社	98				98	98
3	土	73		2		75	73
4	協	58				58	58
5	海			255	21	276	
6	道			3		4	1
7	御	1		3	9	99	87
8	心						
9	雲			7		7	
10	雲						
11	石			96	12	108	
12	出	1		19	17	37	1
13	日	85				85	35
14	本	15				15	15
15	本			21	36	57	
16	本	14			1	15	5
(小計)		79,089		406	96	79,591	79,030
B1	道大			446		446	
2	道			89		89	
3	天			13		13	
4	香			11	20	31	
5	取			4	7	11	
6	な			6	3	9	
7	道			2	4	6	
8	天			20		20	
9	至						
10	神			4	7	11	
11	稻			7	28	35	
12	神						
13	大			13		21	
14	日			13	8	17	
15	大				4		
16	天			43		46	3
17	瑞	3		377	19	398	1
18	黑	2		200		200	
19	神			269		269	
20	出			231	177	408	
21	扶			91	46	137	
22	丸						
23	誠			10	8	18	
24	真			85	242	331	1
25	石	4					

の社寺教会等宗教団体数・教師数・信徒数

キリスト教・諸教という系統別は、各系統がそれぞれの伝統に従っていくつかの細派系(B)、新教系(C)の三種に、表Ⅳ仏教系は、天台系(A)、真言系(B)、浄土系(C)、禅系Ⅳキリスト教系は、旧教系(A)、新教系(B)の2種に区分されている。表Ⅳは以上の系

(昭38・12・31)

教 法 人 (再掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布教所 その他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
	18,739	188	97,994	98,152	79,235	177,387	68,465,708
			78,657	16,024	488	16,512	52,947,484
			98	71	3	74	711,800
	2		75	13	2	15	88,573
			58	14		14	26,000
	167	4	171	2,133	693	2,826	225,518
	2		3	32	34	66	175,986
	3		90	25	7	32	111,218
	5		5	28	6	34	132,910
	96	12	108	1,203	584	1,787	827,850
	14		15	71	11	82	529,760
			35	269	45	314	34,899
			15	10	2	12	10,000
	21	36	57	122	133	255	60,520
			5	25	3	28	18,900
	310	52	79,392	20,040	2,011	22,051	55,901,418
	297		297	1,385	802	2,187	571,610
	9		9	734	208	942	5,189
	13		13	32	8	40	8,150
	10		10	36	51	87	21,055
	3		3	23	11	34	7,115
	4		4	16	16	32	2,940
	2		2	24	20	44	12,643
	14		14	39	48	87	6,640
	4	7	11	30	26	56	4,642
	7	1	8	22	17	39	29,250
	13		13	41		41	15,000
	2		2	97	168	265	10,413
	8		11	47	81	128	50,030
	346	2	349	2,489	713	3,202	780,106
	54		54	867	333	1,200	51,980
	117		117	4,696	794	5,490	2,254,275
	169		169	1,958	1,155	3,113	198,891
	69		69	738	133	871	95,435
	10		10	54	23	77	10,493
	41	83	125	2,204	2,353	4,557	232,742

項 目	宗 教 団 体				計	宗 社
	神 社	寺 院	教 会	布 教 所 の 他		
26			169		169	
27			4	10	16	
28			12	16	32	1
29			5	10	16	1
30			5	18	23	
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						

教 法 人 (再 掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布 教 所 そ の 他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
	19	34	53	231	16	247	2,162
	1	6	7	31	18	49	7,410
	5		6	21	30	51	10,000
	2		3	17	13	30	5,668
	4		4	33	37	70	7,494
	4		6	128	187	315	57,581
	4		4	15	14	29	10,747
	1		1	8	2	10	5,033
	3		3	42	25	67	21,314
	4		4	12	3	15	3,100
	5		5	11	12	23	1,035
	9		9	36	46	82	11,144
	55		55	1,001	614	1,615	189,868
	5		5	48	32	80	166,025
	29		29	367	249	616	31,825
	2		2	4	14	18	1,535
	26		26	26	139	165	311,810
	9		9	76	82	158	9,135
	4		4	6	4	10	1,606
	222		222	645	679	1,324	519,669
	30		30	72	209	281	105,485
	6		6	127	309	436	8,141
	1		1	12	15	27	8,300
	505		505	3,617	2,109	5,726	530,414
	2		2	2	1	3	3,474
	3		3	8	7	15	6,560
	5		5	26	18	44	3,117
	7		7	521	332	853	185,103
	5		5	22	7	29	16,776
	17		17	49	61	110	22,963
	9		9	30	60	90	19,900
	2		2	25	54	79	40,095
	1		1	48	10	58	4,470
	2		2	101	157	258	16,741
	2		3	31	21	52	25,532
	4		4	181	96	277	7,750
	1		1	184	227	411	64,705
	6		6	52	39	91	6,900
	213		213	1,190	1,617	2,807	444,270
	3		16	382	103	485	3,379
	1	1	2	6	1	7	473
	9		9	16	14	30	3,120
	22		22	632	110	742	27,844
	36		36	637	197	834	114,430
	1,419		1,419	2,114	1,735	3,849	557,084
	14,193		14,193	40,742	51,680	92,422	2,284,656
	1		1	3,466	5,140	8,606	253,660
	4		4	28	52	80	7,559

項 目	宗 教 団 体					宗 社
	神 社	寺 院	教 会	布教所 その他	計	
78 世 界 心 道 教 団	1		49	267	316	1
79 聖 正 院 教 誠 講			32	88	121	
80 の 本 神 一			6		6	
81 日 月 神 一			15	6	21	
82 (小 計)	65		21,894	8,675	30,634	24
C1 天 真 道 教 団	26		2	91	93	13
2 誠 光 教 団			19	55	74	
3 心 睦 教 団			48	72	120	
4 才 日 教 団			19		19	
5 大 皇 本 明 荷 木 界 霊 倭			143	368	520	
6 神 日 教 団			1	2	8	
7 日 教 団			2	4	9	
8 日 教 団			2	4	9	
9 日 教 団			2	4	9	
10 心 天 宇 宙 教 団			255	232	487	
11 天 大 宇 宙 教 団			14	14	28	
12 天 大 宇 宙 教 団			6	10	17	
13 天 大 宇 宙 教 団			2	7	10	
14 天 大 宇 宙 教 団			605	349	954	
15 天 大 宇 宙 教 団			158	126	284	
16 天 大 宇 宙 教 団			9	20	29	
17 天 大 宇 宙 教 団			13	98	111	
18 天 大 宇 宙 教 団			11	11	11	
19 天 大 宇 宙 教 団			5	8	13	
20 天 大 宇 宙 教 団			1	27	28	
21 天 大 宇 宙 教 団			7	7	7	
22 天 大 宇 宙 教 団			2	2	2	
23 天 大 宇 宙 教 団			4	8	12	
24 天 大 宇 宙 教 団			54	8	54	
25 天 大 宇 宙 教 団			10	25	40	
26 天 大 宇 宙 教 団			7	26	33	
27 天 大 宇 宙 教 団			5	21	26	
28 天 大 宇 宙 教 団			21	190	211	
29 天 大 宇 宙 教 団			7	12	19	
30 天 大 宇 宙 教 団			2	8	11	
31 天 大 宇 宙 教 団			1	25	26	
32 天 大 宇 宙 教 団			8	3	11	
33 天 大 宇 宙 教 団			1	18	19	
34 天 大 宇 宙 教 団			4	3	7	
35 天 大 宇 宙 教 団			34	55	91	
36 天 大 宇 宙 教 団			5	8	13	
37 天 大 宇 宙 教 団			10	722	732	
38 天 大 宇 宙 教 団			5	7	12	
39 天 大 宇 宙 教 団			2	3	5	
40 天 大 宇 宙 教 団			6	16	16	
41 天 大 宇 宙 教 団			2	2	8	
42 天 大 宇 宙 教 団			15	22	37	
43 天 大 宇 宙 教 団			4	4	8	
44 天 大 宇 宙 教 団			15	4	15	
45 天 大 宇 宙 教 団			15	4	15	
46 天 大 宇 宙 教 団			15	4	15	
47 (小 計)			26		1,539	

教 法 人 (再 掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布 教 所 そ の 他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
	49		49	98	157	255	88,809
	2		1	974	731	1,705	237,915
			2	1	6	7	1,520
	10	1	11	79	56	135	13,340
	18,175	135	18,334	73,763	74,507	148,270	10,857,245
	2		2	35	26	61	46,206
	19		19	71	115	186	113,040
	6		6	141	113	254	178,169
	14		14	26	32	58	111,689
	20		20	399	469	868	447,621
	1		6	19		19	1,698
	4		5	15	14	29	550
	17		17	280	550	830	133,404
	3		3	24	15	39	10,265
	2		3	19	14	33	12,601
	1		2	46	14	60	18,942
	39		39	642	119	761	134,445
	10		10	874	222	1,096	215,200
	6		6	17	18	35	19,055
	7		7	184	30	214	12,685
	1		1	11	8	19	5,960
	5		5	9	2	11	1,518
	1		1	21	26	47	2,268
	7		7	15	10	25	1,700
	2		2	3	8	11	640
	2		2	27	23	50	3,097
	15		15	57	48	105	11,500
	1		4	34	24	58	12,275
	7		7	30	13	43	8,296
	5		5	275	155	430	22,943
	7		7	53	16	69	4,031
	2		2	10	8	18	23,535
	1		1	16	57	73	5,872
	3		3	21	16	37	2,230
	1		1	11	5	16	9,045
	2		2	16	19	35	3,473
	11		13	49	50	99	20,754
	2		2	6	4	10	3,264
	1		1	705	255	960	33,264
	3		3	33	37	70	6,511
	2		2	6	2	8	83
	3	1	1	25	19	44	14,030
			3	39	8	47	623
	12		12	22	119	141	46,258
	4		4	45	9	54	3,161
	3		3	18	25	43	5,144
	254	1	268	4,349	2,717	7,066	1,707,045

( 仏 教 系 )

項 目	宗 教 団 体					宗 社
	神 社	寺 院	教 会	布 教 所 其 他	計	
總 数		74,599	4,656	12,005	91,260	
教 団 別						
A 1 天 台 宗		3,232	260		3,492	
2 天 台 宗		294	72	80	446	
3 天 台 宗		411	5		416	
4 天 修 驗 乘 驗 本						
5 修 驗 乘 驗 本		24	58	109	191	
6 驗 乘 驗 本						
7 金 剛 土 淨		4	5	28	37	
8 金 剛 土 淨		28	11	13	52	
9 石 門 和 妙		3	7	2	12	
10 和 妙 大 西		21	8		29	
11 妙 大 西 粉 淨		3	98	134	235	
12 大 西 粉 淨		1		159	160	
13 粉 淨 念 轆 尾 孝		3			3	
14 念 轆 尾 孝		5			5	
15 念 轆 尾 孝		7	22		29	
16 念 轆 尾 孝		33	39	94	166	
17 念 轆 尾 孝						
18 念 轆 尾 孝		34	53		87	
19 念 轆 尾 孝			91	3,062	3,153	
20 念 轆 尾 孝						
( 小 計 )		4,103	729	3,681	8,513	
B 1 高 野 山 真 言 宗		3,432	663	2,324	6,419	
2 高 野 山 真 言 宗		899	349		1,248	
3 高 野 山 真 言 宗		249	22		271	
4 高 野 山 真 言 宗		40			40	
5 高 野 山 真 言 宗		130	31	1	162	
6 高 野 山 真 言 宗		783	17		800	
7 高 野 山 真 言 宗		370	34		404	
8 高 野 山 真 言 宗		188	33		221	
9 高 野 山 真 言 宗		2,860	51		2,911	
10 高 野 山 真 言 宗		3,482	21		3,503	
11 高 野 山 真 言 宗		224	1		225	
12 高 野 山 真 言 宗		8	2	22	32	
13 高 野 山 真 言 宗		34			34	
14 高 野 山 真 言 宗		13	31		44	
15 高 野 山 真 言 宗		8	36	49	93	
16 高 野 山 真 言 宗		39	56	28	123	
17 高 野 山 真 言 宗		2	17	204	223	
18 高 野 山 真 言 宗		8	42		50	
19 高 野 山 真 言 宗						
20 高 野 山 真 言 宗		3	18	3	24	
21 高 野 山 真 言 宗		1	9	29	39	
22 高 野 山 真 言 宗		50	4	144	198	
23 高 野 山 真 言 宗						
24 高 野 山 真 言 宗		32	15		47	
25 高 野 山 真 言 宗		12	78	141	231	
26 高 野 山 真 言 宗		4	13	30	47	
27 高 野 山 真 言 宗						
28 高 野 山 真 言 宗						
29 高 野 山 真 言 宗			6	12	18	

教 法 人 (再 掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布 教 所 そ の 他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
73, 379	1, 968	49	75, 396	(1) 99, 793	18, 067	(1) 117, 860	66, 968, 131
3, 063	14		3, 077	3, 645	441	4, 086	603, 599
83	20		103	938	74	1, 012	22, 760
411	5		416	337	63	400	55, 315
23	44		67	304	336	640	102, 042
2	5		7	229	110	339	130, 737
18	4		22	242	111	353	52, 500
3	1		4	45	86	131	16, 408
21	8		29	66	25	91	102, 800
3	48		51	191	372	563	211, 078
1			1	47	113	160	100, 070
3			3	2	1	3	2, 400
5			5	10	2	12	2, 850
5	3		8	132	46	178	23, 600
25	3		28	561	1, 061	1, 622	393, 811
13	2		15	104	83	187	105, 470
	2		2	255	248	503	335, 782
3, 679	159		3, 838	7, 108	3, 172	10, 280	2, 261, 222
3, 432	211		3, 643	4, 631	341	4, 972	4, 216, 600
777	72		849	3, 416	940	4, 356	736, 975
249	22		271	300	29	329	105, 250
40			40	39	6	45	36, 817
128	23		151	237	115	352	50, 362
762	3		765	905	32	937	244, 650
370	34		404	487	20	507	289, 220
178	21		199	370	236	606	298, 934
2, 860	51		2, 911	3, 179	41	3, 220	1, 074, 396
3, 482	21		3, 503	1, 689	33	1, 722	255, 092
223	1		224	240	3	243	173, 312
7	2		9	16		16	42, 630
34			34	78	4	82	5, 350
12			12	85	60	145	72, 650
8	2		10	80	135	215	166, 610
26	19		45	387	467	854	125, 499
2	10		12	194	63	257	51, 100
8			8	460	115	575	28, 300
3	3		6	35	3	38	5, 335
1	2		3	25	27	52	147, 300
4			4	65	138	203	67, 116
23	15		38	50	45	95	9, 120
12			12	178	131	309	1, 552, 220
4			4	25	25	50	10, 478
	6		6	15	9	24	99, 541

項	目	宗 教 団 体				計	宗 社
		神 社	寺 院	教 会	布 教 所 其 他		
30	明白算		5			5	
31	真山真		7	70	17	94	
32	真山真		3	12	12	27	
33	真山真		2	1		3	
34	真山真		6			6	
35	真山真		3			3	
36	真山真						
37	真山真						
38	真山真		3	4	41	48	
39	真山真		2	6	6	14	
40	真山真		15	1		16	
41	真山真		50	145	181	376	
42	真山真		19	22	10	51	
43	真山真			5		5	
44	真山真		12	25	43	80	
45	真山真			8	364	372	
46	真山真		11	4	84	99	
47	真山真						
48	真山真						
49	真山真						
	(小計)		13,009	1,852	3,745	18,606	
1	净黑		7,041	104	15	7,160	
2	净黑		60	1		61	
3	净黑		7			7	
4	净黑		196	39		235	
5	净黑		362	10	2	374	
6	净黑			17		17	
7	净黑		24			24	
8	净黑		608	11		619	
9	净黑		10,426	79		10,505	
10	净黑		9,490	427		9,917	
11	净黑		638	8		646	
12	净黑		530	20		550	
13	净黑		356	8		364	
14	净黑		45	2	8	55	
15	净黑		65	1	3	69	
16	净黑		28		2	30	
17	净黑		59		17	76	
18	净黑		14			14	
19	净黑						
20	净黑						
21	净黑		5	2		7	
22	净黑		5	2	1	8	
23	净黑		31	4		35	
24	净黑		3			3	
25	净黑		3			3	
26	净黑		413	2		415	
27	净黑		360	2		362	
	(小計)		30,786	722	48	31,556	
D 1	臨濟		3,426	7		3,433	
2	臨濟		427			427	
3	臨濟		210			210	

教 法 人 (再 掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布 教 所 其 他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
5			5	5	2	7	13,800
5	2		7	103	36	139	93,966
3	7		10	7	27	34	19,380
1			1	6	4	10	3,500
6			6	30		30	142,030
3			3	4		4	4,612
3	4		7	64	86	150	136,060
2			2	25	13	38	470,000
15	1		16	22	5	27	10,190
49	140		189	300	520	820	580,750
18	7		25	39	12	51	27,450
	1		1	7	8	15	3,800
7	5		12	120	163	283	45,032
	2		2	321	43	364	27,556
11	4		15	113	161	274	124,260
12,773	691		13,464	18,352	4,098	22,450	11,567,243
7,024	99	15	7,138	7,464	598	8,062	2,603,040
60			60	65	23	88	399,800
7			7	6	2	8	4,433
185	39		224	185	59	244	11,761
360	10		370	417(1)	56	473(1)	104,890
17			17	17		17	3,500
24			24	27		27	6,400
608	6		614	589	106	695	130,770
10,426	78		10,504	14,112	840	14,952	6,137,408
9,208	105		9,313	14,840	1,257	16,097	6,500,752
638	8		646	797	2	799	223,460
530	20		550	730	33	763	147,550
352	1		353	370	5	375	179,547
45			45	57		57	20,200
65	1		66	110		110	11,250
25			25	29	6	35	10,000
59			59	77		77	17,577
14			14	19	3	22	17,005
5	1		6	13	4	17	9,113
5			5	8	8	16	1,088
7			7	49	13	62	168,776
2			2	5	3	8	3,300
3			3	6	1	7	2,410
413	2		415	486	4	490	84,151
360	2		362	333	9	342	101,108
30,442	372	15	30,829	40,811(1)	3,032	43,843(1)	16,899,289
3,426	7		3,433	3,148	217	3,365	1,748,654
427			427	296		296	81,208
210			210	155		158	71,860

項 目	宗 教 団 体					計	宗 社
	神 社	寺 院	教 会	布 教 所 の 他			
D4		426		2		428	
5	臨濟宗	170	3			173	
6	臨濟宗			5		56	
7	臨濟宗	51				122	
8	臨濟宗					71	
9	臨濟宗	122				107	
10	臨濟宗	71				70	
11	臨濟宗	107		8		35	
12	臨濟宗	62				9	
13	臨濟宗					20	
14	臨濟宗	35				11	
15	臨濟宗	9				2	
16	臨濟宗	20	11	8		5	
17	臨濟宗		2	11		13	
18	臨濟宗		5	51		56	
19	臨濟宗	14,891	59			14,950	
20	臨濟宗	79				79	
21	臨濟宗		4	1		5	
22	臨濟宗	7	2			9	
23	臨濟宗	431				431	
	(小計)	20,544	93	86		20,723	
E1	蓮宗	4,424	388	322		5,134	
2	蓮宗	231	14			245	
3	蓮宗	352	144			496	
4	蓮宗	176	3	3		182	
5	蓮宗	138	17	25		180	
6	蓮宗	103	38			141	
7	蓮宗	15	2			17	
8	蓮宗	3	1	2		6	
9	蓮宗						
10	蓮宗						
11	蓮宗	49	2			51	
12	蓮宗	5	6	17		28	
13	蓮宗	16				16	
14	蓮宗	5	3	11		19	
15	蓮宗	2	1			3	
16	蓮宗	8		3		11	
17	蓮宗	3	42			45	
18	蓮宗	7	5	18		30	
19	蓮宗	2	7	9		18	
20	蓮宗	6	129	241		376	
21	蓮宗	4	12	19		35	
22	蓮宗		50	483		533	
23	蓮宗	234	22	1		257	
24	蓮宗		1	8		9	
25	蓮宗		19	7		26	
26	蓮宗		67			67	
27	蓮宗		3	40		43	
28	蓮宗						
29	蓮宗	130	1	25		156	
30	蓮宗		3			3	
31	蓮宗		2	339		341	
32	蓮宗		5	81		86	

教 法 人 (再 掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布教所 その他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
426		2	428	432	15	447	115, 512
170	3		173	153	2	155	588, 900
51			51	41	1	42	152, 800
122			122	95	13	108	59, 575
71			71	70	3	73	21, 797
107			107	90	8	98	73, 225
62			62	29		29	30, 100
35			35	28	9	37	2, 075
9			9	10		10	2, 857
2	6		8	7	10	17	23, 575
	2		2	55	1	56	3, 420
	1		1	31	166	197	23, 357
14, 793	59		14, 852	14, 563	1, 383	15, 946	6, 382, 296
79			79	31	123	154	31, 031
7	4		4		7	7	1, 260
	2		9	12	1	13	2, 844
431			431	420	34	454	162, 100
20, 428	84	2	20, 514	19, 666	1, 996	21, 662	9, 578, 446
4, 424	388		4, 812	6, 155	225	6, 380	1, 522, 100
177	12		189	197	1	198	14, 446, 855
351	69		420	724	273	997	337, 900
175	3	2	180	269	6	275	140, 000
134	9	3	146	245	98	343	52, 407
75			75	285	113	398	280, 675
15			15	23		23	35, 534
3	1		4	8	3	11	13, 569
49	2		51	73	5	78	39, 060
5	5		10	25	16	41	12, 381
16			16	15	7	22	6, 020
5	3		8	8	12	20	10, 000
2	1		3	3	1	4	330
8			8	18	26	44	1, 250
3			3	61	103	164	9, 574
7			7	41	38	79	1, 462
1	1		2	10	1	11	11, 322
5	21	27	53	208	272	480	46, 153
4	5		9	40	51	91	4, 428
	39		39	185	232	417	803, 724
234	22		256	652	3	655	308, 817
	1		1	10	1	11	2, 002
	11		11	86	1	87	17, 474
	6		6	13	1	14	10, 760
	3		3	30	115	145	4, 360
130			130	83	106	189	20, 860
	3		3	988	582	1, 570	4, 328, 266
	2		2	111	184	295	151, 378
	2		2	60	28	88	480, 193

項 目	宗 教 団 体					宗
	神 社	寺 院	教 会	布 教 所 の 他	計	神 社
33 仏 所 護 念 会 教 団			4	1,676	1,680	
34 法 師 會 會 教 教 団			1	551	552	
35 正 義 會 會 教 教 団			1	47	48	
36 立 慧 公 公 公 公			138	115	253	
37 思 正 公 公 公 公			12	102	114	
38 (小 計)		5,913	1,143	4,145	11,201	
F 1 律 言 律 宗 宗 宗 宗 宗 宗		24	12		36	
2 眞 法 相 德 動 法 嚴		83	1		84	
3 聖 不 妙 準		38	10	146	194	
4 (小 計)		24	24		37	
5		13	8	26	39	
6		5	27	76	158	
7		55	82	248	572	
G 1 福 田 海 講			4	10	14	
2 げ だ つ		2	31	42	75	
(小 計)		2	35	52	89	

教 法 人 (再 掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布教所 その他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
	4		4	1,450	1,676	3,126	658,155
	1		1	130	188	318	116,193
	1		1	26	34	60	31,994
	2		2	433	626	1,059	1,980,348
	5		5	83	52	135	31,553
5,823	622	32	6,477	12,748	5,080	17,828	25,917,097
24	3		27	31	7	38	11,700
82	1		83	91	10	101	118,000
38	10		48	265	127	392	43,650
24			24	19	8	27	13,325
4	11		15	146	96	242	319,744
5	3		8	24	35	59	4,520
55			55	342	365	707	66,500
232	28		260	918	648	1,566	577,439
	4		4	16	3	19	2,419
2	8		10	174	38	212	164,976
2	12		14	190	41	231	167,395

(キリスト教)

項 目	宗 教 団 体					宗 教	
	神 社	寺 院	教 会	布教所 その他	計	神 社	寺 院
総 数			3,759	2,290	6,049		
教 団 別							
A1 カトリック中央協議会			861	887	1,748		
2 日本ハリストス正教会			48		48		
(小 計)			909	887	1,796		
B1 日本聖公会			255	73	328		
2 日本基督教団			1,275	327	1,602		
3 日本福音ルーテル教会			98	38	136		
4 日本ルーテル教団			32	20	52		
5 日本ルーテル同盟			8	4	12		
6 日本基督教改革派教会			28	28	56		
7 日本基督教協会			104		104		
8 日本カヴエナント教会			7	13	20		
9 在日大韓基督教総会			31	5	36		
10 日本バプテスト連盟			95	122	217		
11 日本バプテスト・ バイブル・カウンシル							
12 日本基督教バプテスト 連合会			13	14	27		
13 日本アライアンス教団			39	114	153		
14 日本同盟基督教団			70	87	157		
15 日本アツセンブリーズ オブ・ゴッド教団			76	2	78		
16 アツセンブリーズ・オブ・ ゴッド・ペンテコスト教団							
17 イエスの御霊教会教団			70	182	252		
18 日本ナザレン教団			54	1	55		
19 日本ホーソーン教団			109	19	128		
20 日本自由メソヂスト教団			35		35		
21 基督教兄弟団			58	103	161		
22 イムマニナル綜合伝道団			50	34	84		
23 東洋宣教会きよめ教会			2	18	20		
24 日本福音教団			32	8	40		
25 美濃ミツシヨン教団			4	23	27		
26 福音伝道団			23	14	37		
27 日本イエスキリスト教団			59		59		
28 活水基督教団			7	15	22		
29 聖イエス教団			44	26	70		
30 万国福音教団			5	25	30		
31 基督教心宗教団			10	11	21		
32 基督教カナソク教団							
33 イエス福音教団			3	18	21		
34 末日聖徒イエス教団							
35 セルヴァー・アドヴァンスト 日本連合伝道会			53	49	102		
36 救世軍			62		62		
37 道			11	10	21		
(小 計)			2,850	1,403	4,253		

法 人 (再 掲)		教 師				信 徒
教 会	布 教 所 そ の 他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
2,283	29	2,312	6,503(2,014)	7,377(1,662)	13,880(3,676)	649,354
218		218	2,241(1,485)	5,461(1,220)	7,702(2,705)	318,941
31		31	54( 1)	2	56( 1)	9,194
249		249	2,295(1,486)	5,463(1,220)	7,758(2,706)	328,135
209	15	224	333( 30)	92( 24)	425( 54)	30,836
1,124		1,124	2,038( 111)	606( 175)	2,644( 286)	140,343
47	2	49	165( 61)		165( 61)	13,411
1		1	41( 27)	25( 25)	66( 52)	2,003
8		8	10( 5)	8( 5)	18( 10)	305
28	9	37	48		48	3,484
72		72	82	17	99	11,863
6		6	18( 8)	12( 11)	30( 19)	315
23		23	32( 3)	5( 2)	37( 5)	1,701
75	3	78	218( 53)	59( 54)	277( 107)	15,822
1		1	13( 9)	10( 10)	23( 19)	302
16		16	32( 5)	27( 8)	59( 13)	2,361
18		18	106( 52)	87( 68)	193( 120)	3,240
30		30	68( 10)	68( 14)	136( 24)	6,208
25		25	50	39	89	26,821
37		37	65( 7)	17( 8)	82( 15)	3,608
32		32	98( 6)	113( 6)	211( 12)	4,825
24		24	37( 1)	3	40( 1)	4,216
23		23	49	62	111	2,030
18		18	46	73	119	6,264
2		2	10	13	23	558
11		11	37	39	76	993
4		4	2	6( 3)	8( 3)	307
12		12	15	21	36	544
47		47	66	66	132	6,593
3		3	10	14	24	2,528
39		39	26	46	72	2,838
5		5	7	16	23	914
6		6	4		4	1,064
3		3	6	1	7	771
28		28	124( 121)	18( 11)	142( 132)	6,920
53		53	219( 15)	193( 15)	412( 30)	4,849
1		1	99( 4)	155( 3)	254( 7)	9,921
3		3	34	3	37	2,461
2,034	29	2,063	4,208( 528)	1,914( 442)	6,122( 970)	321,219

( 諸 教 )

項 目	宗 教 団 体					宗 社
	神 社	寺 院	教 会	布 教 所 其 他	計	
總 数			1, 024	4, 624	5, 648	
教 団 別						
1 円 應 教 団			178	361	539	
2 彌 宮 界 の 教 団			1	33	34	
3 生 長 神 祖 の 目 修 道 會			44	1, 832	1, 876	
4 本 日 世 信 界 救 名 生 精 神 會			4		4	
5 世 信 界 救 名 生 精 神 會			85	504	589	
6 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			26		26	
7 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			65		65	
8 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			5	3	8	
9 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會						
10 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			212	1, 134	1, 346	
11 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會						
12 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			1	71	72	
13 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			204		204	
14 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			4	27	31	
15 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			3	1	4	
16 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會						
17 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			12	11	23	
18 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			7	7	14	
19 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			12	27	39	
20 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會						
21 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			8	26	34	
22 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會						
23 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			4		4	
24 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會						
25 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			32	23	55	
26 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			43	345	388	
27 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			13	7	20	
28 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			41	194	235	
29 眞 運 榮 山 道 ル 教 道 會			20	18	38	
( 小 計 )			1, 024	4, 624	5, 648	

教 法 人 (再 掲)				教 師			信 徒
寺 院	教 会	布 教 所 そ の 他	計	男 ( )	女 ( )	計 ( )	
	479	1	480	6,766	5,177	11,943	4,697,190
	84		84	462	989	1,451	163,133
	1		1	74	73	147	4,076
	44		44	2,227	762	2,989	1,477,140
	4		4	3	3	6	18,300
	70		70	802	770	1,572	591,133
	1		1	210	43	253	25,439
	8		8	303	103	406	61,429
	4		4	23	2	25	3,900
	212		212	775	682	1,457	1,164,814
	1		1	111	77	188	625,581
	13		13	410	272	682	223,690
	2		2	100	35	135	10,201
	2	1	3	21	15	36	83,496
	3		3	18	21	39	29,767
	1		1	14	15	29	4,127
	3		3	24	41	65	36,664
	3		3	11	34	45	6,668
	2		2	66	12	78	3,282
	2		2	21	18	39	45,516
	2		2	942	1,021	1,963	36,028
	2		2	17	6	23	8,580
	9		9	100	135	235	67,468
	6		6	32	48	80	6,758
	479	1	480	6,766	5,177	11,943	4,697,190

宗教統計調査結果

— 昭和 38 年 12 月 31 日現在 —

正誤表

ページ 行数等	誤	正
250 ページ 下から 1 行目	ごく微細な	ごく微細な
251 ページ 下から 17 行目	教戦などからみて	教義などからみて
252 ページ 中段表中の報告率	総数 89%	総数 86%
252 ページ 中段表中の報告率	神道系 89%	神道系 86%
272 ページ 表中の 23 番	黄檗宗	黄檗宗
274 ページ 表中の 37 番	立正佗成会	立正佼成会
276 ページ 表中の 19 番	日本ホーソネス教団	日本ホーリネス教団